第3号議案 2020 (令和2) 年度事業計画

DPI 北海道は、DPI 日本会議の地方組織として、今年 5 月 30 日に新型コロナウイルス感染症によりズームで開催された「認定 NPO 法人 DPI 日本会議 2020 年度総会」で確認された DPI 日本会議の方針と DPI ビジョン 2030 及び DPI 北海道の設立趣意書、定款及び地域のニードに基づき、以下の課題を中心として、障害児・者の尊厳と権利が尊重され、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指して、DPI 日本会議及び関係団体等との連携に基づき取り組みを進める。

1. 障害者に関わる課題

障害者の生活全般に関わる以下の課題に関する調査・研究・検討・議論、提言等や必要な取り組みを進めるために「理事会(2か月に1回)」、「役員会(必要に応じて)」及び「居宅支援に関する勉強会(第3火曜日を除く毎週火曜日)」等をスカイプまたはズームも活用して開催する。

また、北海道に設置されている北海道障がい者施策推進審議会の委員に山崎事務局次長の再任や行政等への要望書等を提出して意見を反映する。

2. 障害者の権利擁護の推進

障害者の権利擁護を進めるために障害者差別解消法改正、北海道障がい者条例を推進するための取り組みを進める。当面は北海道障がい者施策推進審議会権利擁護部会の委員に山崎事務局次長、北海道障がい者条例の推進にあたっては、石狩圏域地域づくり推進員に今田事務局長、札幌市共生社会推進協議会委員に紺野事務局次長が就任することとその役割を果たすことなどで、障害者差別を解消するための取り組みを進める。

3. 地域生活の確立

常時介助や医療的ケアが必要であっても安心・安全に地域生活ができるための環境を 確保するための取り組みを進める。当面の取り組みとしては以下のとおりとする。

- (1)介護人材不足を解消するために取り組む。
- (2) 医療法人稲生会と連携して重度障害者の在宅介護や医療的ケア等が充実するために取り組む。
- (3) 北海道に設置されている北海道障害者介護給付費等不服審査会には紺野事務局次 長、北海道自立支援協議会に我妻議長が委員として当事者の立場から意見を反映す る。
- (4) 札幌市に設置されている札幌市自立支援協議会及びこの協議会で設置が予定されている「重度心身障がい者プロジェクトチーム(現在は、ワーキングチーム」に小谷理事、「身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム」に 紺野事務局次長が参加して意見を反映する。

4. インクルーシブ教育の推進

インクルネットほっかいどう及び道北ネットと連携して障害の有無や程度に関わりなく誰もがともに学び、ともに育つことができる教育現場を実現するための取り組みを進める。当面の取り組みとしては、旭川市で普通高校(定時制)に合格した重度の

知的障害と自閉症のある子どもが高校生活で必要とする合理的配慮を確保することと、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な障害児が地域の小中学校の普通学級で学ぶために必要な合理的配慮を確保するために関係機関との協議等を継続する。

5. 雇用・就労の推進

障害者が安心して働くことができるための労働条件や職場環境を整備するための取り組みを進める。当面の取り組みとしては、控訴された(株)ネオユニット訴訟の行方を注視する。

6. 様々なバリアフリーの推進

障害者の社会参加を阻む物理的、情報面での社会的障壁を解消するための取り組みを進める。当面の取り組みとしては、北海道運輸局移動等円滑化評価会議北海道分科会及び札幌市都市計画審議会には小谷理事が委員に就任したことから、それぞれの会議において意見を反映する。また、JR 札幌駅の新幹線に関する取り組みと札幌冬季オリンピック・パラリンピック誘致については、東京オリンピック・パラリンピックの取り組みを参考としてバリアフリーを推進するために「2030 札幌冬季オリパラ招致推進に向けた市民イベント「障害があってもともに暮らせるサッポロ創生・夢フォーラム 2020」を開催する。

7. 精神障害者の課題

精神障害者の社会的入院の解消と地域の生活基盤が確立されるための取り組みを進める。特に北海道精神障害者回復者クラブ連合会と連携して交通費割引制度と医療費助成制度が身体及び知的障害者と同様に適用されることにより障害種別の格差を解消するための取り組みを進める。

8. 生活保護訴訟(いのちのとりで裁判)

生活保護基準額は、2013 年 8 月から 3 年間で平均 6.5%、最大 10%の、かつてない引き下げが行われた。これを不服として、全国で受給者 1 万人により審査請求が行われた。その後、全国 29 か所、原告数は 1022 人(道内 153 人)が、引き下げ分を元に戻すよう裁判に訴えている。

今年 6 月に全国初となる名古屋地裁での判決が敗訴となったが、今後も各地の地裁での判決が続くことから引き続き注視するとともに特に道内における必要な取り組みを進める。

9. 優生保護法北海道違憲訴訟に関する取り組み

「優生保護法被害北海道弁護団」及び「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道」等との連携に基づき傍聴行動や署名活動等の取り組みを進める。

10. 海外の障害者に関する協力等

協約書を締結した韓国大田 DPI(韓国障害者連合大田)との交流を深める。なお、9月1日(火)~13日(日)に開催される第2回大田 DPI 国際障害者芸術展に DPI 北海道の役員派遣と出展する計画であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で作品の出展のみとする予定である。

また、SDGs 北海道版メジャーグループプロジェクト~「誰ひとり取り残さない」を実現しよう~の活動(8 グループ中の高齢者・障害者グループ担当)に継続して参加する。